

深見小学校いじめ防止基本方針

深見小学校では
どんな理由があっても
「いじめ」は、いけない！
「いじめ」は、許さない！！



平成27年4月1日 **大和市立深見小学校**

平成26年度策定
平成30年度改訂
令和2年度改訂
令和3年度改訂
令和4年度改訂
令和5年度改訂
令和6年度改訂

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

《本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢》

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であり、けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、特定の職員だけで抱え込まず、組織的に適切かつ迅速にこれを対処し、いじめ「解消」及び再発防止に努めます。

その際、いじめの「解消」の定義を、「①いじめに係る行為の解消 ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛をうけていないこと」とし、解消までの継続的な支援を徹底します。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・学校生活全般において、互いを認める雰囲気をつくるとともに、互いに高め合おうとする学級集団、安心・安全な居場所がある学校づくりに取り組みます。
- ・道徳、特別活動など日頃の授業や行事等の中で、自己決定の場を用意し、だれもが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進します。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
- ・インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、道徳や学級活動などの授業等、様々な場面を通して推進するよう努めます。
- ・学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話での相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。また、関係機関とも情報交換をし、適切な連携が取れるよう情報共有体制を構築します。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめ問題の早期発見や学級集団の把握のために、児童に対する定期的な調査等を次のとおり実施します。
 - ①児童対象いじめアンケート調査「よりよい学校生活アンケート」
年3回（6月、11月、2月）
アンケート結果を受け、児童との個別面談、保護者との個別懇談、学級指導等を適切に行います。
 - ②個別面談（教育相談）等を通じた学級担任による聴き取り調査等（6月、12月）
- ・児童及び保護者がいじめにかかわる相談を行えるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①学校相談員の活用
 - ②いじめ相談窓口（児童支援中核教諭）の設置
- ・保護者や地域からの情報が得やすい環境づくりに努めます。
- ・相談・通報のあった事案は、いじめ相談窓口（児童支援中核教諭）、児童指導担当（児童支援部）を通して学校全職員での情報共有に努めます。状況に応じ、いじめ防止対策委員会（深見レスキュー）を開き、問題解決に努めます。
- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る問題である」という認識のもとに、日頃から児童の行動や生活の様子に気を配るとともに、いじめ早期発見のための対策に関する研修を年間計画に位置付け実施し、いじめ早期発見に関する職員の共通認識と資質向上を図ります。

(3) いじめの早期対応・いじめの解消のための取組み

- ・いじめ、またはその疑いがあるときは、教職員が連携して、迅速かつ組織的に、児童への支援・指導を行います。
- ・いじめにかかわる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、安全の確保を行うとともに、いじめを行った児童への適切かつ毅然とした指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童やいじめを行った児童だけでなく、すべての児童に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、LINEなどのSNSにおけるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育及び研修会等必要な啓発活動を行います。また、相談や通報があった場合は、速やかに掲載情報を確認し関連機関の協力を得ながら、インターネット上の情報の削除依頼等を行います。

(5) 児童の状況に応じた支援・指導の徹底

特に配慮が必要な児童(※)について、当該児童への適切な支援や保護者との連携、周囲の児童への指導の重要性を認識し、積極的に取り組みます。

(※) 発達障害を含む、障がいのある児童、外国につながる児童、性同一性障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童、東日本大震災や原子力発電所事故等より避難している児童、感染症に関わる事情で長期欠席していた児童を含む。

3 いじめ防止等に関する校内組織「いじめ防止対策委員会（深見レスキュー）」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及び、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「児童支援拡大会議」を月に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、「いじめ防止対策委員会（深見レスキュー）」会議を緊急開催し、情報共有をし、問題解決に努めます。

(1) 「いじめ防止対策委員会（深見レスキュー）」の構成

校長、教頭、児童指導部総括教諭、児童支援中核教諭、教育相談コーディネーター、養護教諭、児童指導担当、当該学年全教諭、各学年代表教諭、児童指導担当指導主事

※ケースに応じて、校長、教頭、児童支援中核、養護教諭のうち3名以上集まれば開催できる。

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「重大事案対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「重大事案対策委員会」の構成

校長、教頭、児童指導部総括教諭、児童支援中核教諭、養護教諭、児童指導部、当該学年全教諭、学年代表全教諭、児童指導担当指導主事

※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者にして、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

- (1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。
 - ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
 - ・いじめ防止のための取組に関すること
- (2) P T Aや学校評議員との協議・確認ができるよう留意します。
 - ・P T A総会、学級懇談会、学校評議員会
- (3) 自治会や地域関係団体との連携を図ります。
 - ・家庭・地域教育活性化会議等
- (4) 策定した基本方針を全職員に周知し、共通理解を図ります。



大和市立深見小学校いじめ対応フローチャート

深見小学校

教育委員会の取り組み

- ・研修会、担当者会、フォーラム等の中で、いじめのない学校づくりを推進
- ・いじめに関する調査と状況把握
- ・保護者、教員からの相談窓口を設置し、相談を受けて対応
- ・必要に応じてメッセージ等を発信

関係機関

指導室

- ・学校からの報告、家庭からの相談を受け、学校と家庭の調整。
- ・必要に応じて指導主事を派遣
- ・当該校の指導体制、事案の経過確認、および指導助言。関係機関と連絡調整
- ・状況によっては出席停止の措置検討。

青少年相談室

- ・相談員によるカウンセリング
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援
- ・心理診断等

警察

- ・学校と警察との連携制度活用
- ・事件相談
- ・被害届の受理と対応
- ・少年相談・保護センターでの相談・指導

児童相談所・家庭こども相談担当

- ・家庭、本人の相談、支援

医療機関

- ・医療ケアの実施とアドバイス
- ・心理診断やカウンセリング

状況により、関係機関による**スクールサポートチーム**を編成し、学校に派遣する。

日常的な取り組み

- ・いじめを許さない集団づくり
- ・心のアンテナを高くし丁寧な観察
- ・面談やアンケートの実施
- ・学校・家庭・地域の連携推進

いじめの気づき・発見・訴え

校内対策チームによる迅速な対応

「いじめ相談窓口」

児童支援中核教諭、教育相談 CO

「いじめ防止対策委員会(深見レスキュー)」

校長、教頭、児童支援部総括教諭、児童支援中核教諭、教育相談 CO、養護教諭、児童指導担当、当該学年全教諭、各学年代表教諭、児童指導担当指導主事

※ケースに応じて、校長、教頭、児童支援中核、養護教諭のうち3名以上集まれば開催できる。

正確な事実確認

子どもからの聞き取り 家庭・地域との連携

校長・教頭

重大事態

いじめの防止対策委員会 (深見レスキュー)

- ・市教育委員会への報告
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿った調査
- ・保護者等への説明

全職員への報告

正確な情報と現状認識の共有化

ケースにより、取材対応の窓口の一本化について校内で確認、指導室とも連絡を取り合う

- ・加害児童への指導
- ・被害児童・保護者への謝罪の場を設定

- ・被害を受けた児童の心のケアに留意
- ・いじめを繰り返さないための配慮や見守り
- ・加害児童の新しいスタートを支援
- ・継続した丁寧な指導

児童指導報告書及び連携シートに記録する

⑩ いじめ対応フローチャート

深見小学校としての考え
 どんな理由があってもいじめはいけない
 いじめは許さない

